

蓮田白岡衛生組合売払い等競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 組合が売払いする資源物等に係る競争入札の参加の資格を受けた者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加資格の取消)

第2条 入札参加者が、次の各号の一に該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- 一 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- 二 死亡（法人においては解散）したとき。
- 三 営業停止命令を受けたとき。
- 四 営業の休止又は廃止をしたとき。
- 五 金融機関に取引を停止されたとき。

2 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、前項各号の一に該当する者になった場合は、その資格を取り消す。

第3条 入札参加者が、次の各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その資格を取り消す。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為をした者
- 二 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること、又は契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号に一に該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- 一 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- 二 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。

2 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、蓮田白岡衛生組合建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱別表第1又は別表第2の各号の一に該当し、指名停止を受けた場合は、その資格を取り消す。

(入札)

第5条 入札参加者は、蓮田白岡衛生組合契約規則（以下「契約規則」という。）、蓮田白岡衛生組合売払い等競争入札参加者心得（以下「入札心得」という。）、及び指名通知の記載事項及び仕様書並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説

明を求めることができる。

- 2 入札等について、指名通知で指示した内容に従わなかった者の入札参加は認められない。
- 3 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にして入札しなければならない。
- 4 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行われなければならない。ただし、指名通知において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。
- 5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。
- 6 入札参加者は、1業者1名とし、入札途中での退室は認めない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - 一 入札執行前であつては、入札辞退届を直接持参して行ふ。
 - 二 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行ふ。
 - 三 入札を辞退した者は、これを理由として以後の参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第8条 入札参加者は、いったん入札箱に投入した入札書の書換え、引替え又は取消をすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が連合した場合、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行ふ。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 入札者の押印のない入札
- 二 記載事項を訂正した場合においては、訂正印のない入札
- 三 押印された印影が明らかでない入札
- 四 入札に参加する資格のない者が行った入札
- 五 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札
- 六 所定の入札保証金を納付しない者が行った入札
- 七 代理人で委任状を提出しない者が行った入札
- 八 他人の代理を兼ねた者が行った入札
- 九 2通以上の入札書を提出した者が行った入札、又は2人以上の者の代理をした者が行った入札
- 十 明らかに連合によると認められる入札

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格以上で、最高の価格をもって入札をした者とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表し、後日通知する。

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札とすべき同額の入札をした者が、2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、落札決定通知が到着した日から7日以内に、各々の売却契約書（以下「契約書」という。）に記名押印のうえ、その他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

(契約の確定)

第15条 契約は、管理者及び落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(売却代金の納入)

第16条 売却代金の納入は、原則として当該月に引渡した資源物の量に売却単価を乗じた金額を、納入通知書に記載された納入期限内に支払うものとする。

(異議の申立)

第17条 入札参加者は、入札後、契約規則、入札心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

改正 平成28年4月1日

令和元年10月1日

質問及び回答について

(1) 質問は、すべて文章またはFAXとし、それ以外（電話など）によるものは、受付けないものとする。

(2) 質問の受付けは 月 日の正午までとし、回答は 月 日の 時までに全指名業者に周知する。

(3) 仕様書は入札当日返却すること。

〒349-0204 埼玉県白岡市篠津1279-5

蓮田白岡衛生組合

FAX 048-766-0659